（仮称）北広島市立学校施設開放に関する条例（案）の概要について

■設置目的　市民のスポーツ及びレクリエーションの用に供するため、学校教育に支障のない範囲で学校の施設（体育館）を市民の利用に供する。

■事 業 名　学校施設（体育館）開放事業

■開放施設　北広島市立小中学校

■利用期間　前期 5 月から 10 月まで、後期 11 月から 4 月まで

■開放時間
・小学校は午後 6 時から午後 9 時の内 2 時間まで
・中学校は午後 7 時から午後 9 時の 2 時間まで

■開 放 日　月曜日から金曜日まで（西部小学校は火曜日から土曜日まで）。ただし、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)、祝日、学校行事等開催日、前後期利用調整期間を除く。

■利用申込み　教育委員会に利用の許可を申請。

■利用の不許可
・公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
・施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
・その他学校施設（体育館）の管理運営上支障があるとき。

■使用料金
・1 時間　540 円
・利用は 10 人以上とします。
・使用時間に１時間未満の端数が生じたときは、１時間とみなします。
・使用料は前納とします。

■使用料の減額・免除

次の場合は使用料が減免又は免除となります。

・登録ボランティア団体、障がい者により構成された団体、社会福祉協議会、地域社会福祉推進団体等、社会教育関係登録団体、高校生以下の団体、65 歳以上の高齢者団体、自治会町内会等の団体が使用する場合。

■キャンセル

・使用日の１５日前までに使用中止を申し出た場合は、使用料の半額を還付します。それ以外は還付しません。

■販売行為等の禁止

・物品の販売又は寄付金の募集その他これらに類する行為は禁止とします。

■条例施行予定日　平成２６年１０月１日